

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年7月3日(2023.7.3)

【公開番号】特開2023-10827(P2023-10827A)

【公開日】令和5年1月20日(2023.1.20)

【年通号数】公開公報(特許)2023-012

【出願番号】特願2022-184132(P2022-184132)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 334

A 63 F 7/02 333Z

A 63 F 7/02 326Z

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月23日(2023.6.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板ボックスと、

前記基板ボックスに収納される制御基板と、

を備える遊技機において、

前記制御基板には、

遊技の進行に関連して所定の制御を行うCPUと、管理者操作によって操作が可能な管理者操作装置と、が実装され、

30

前記基板ボックスは、

ベース体と、

カバー体とで構成されており、

前記管理者操作装置は、

前記制御基板に実装するための取付部と、

前記制御基板に実装された前記管理者操作装置を前記カバー体の表面側から視認したときに、前記取付部の略中央に位置する操作部とで構成され、

前記カバー体には、内壁が垂直で前記操作部の周縁から一定距離離れた開口縁を有する開口部が開設され、

前記開口部の内壁と操作部の周縁との間で所定の隙間を成し、

前記開口部は、前記制御基板に実装された前記管理者操作装置を前記カバー体の表面側から視認したときに、前記隙間が取付部の外周からはみ出さないように開設され、

前記管理者操作装置は、前記カバー体の表面よりも低く落ち込んだ箇所に、前記管理者操作装置の前記操作部の頂部が前記カバー体の表面から突出しないように配置されていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

40

50

【0005】

ところが、釘の姿勢の違いは微妙であり、ごく一部の遊技者のみにしか遊技ホールに設置されている複数台の中から有利な遊技機を選択することができないため、遊技の利益を得ることができる者が一部に偏在する問題があり、見方を変えると、一部のプロ化した遊技者によって遊技ホールの利益が害される問題があった。

斯かる問題を解決するため、例えば抽選の当りの確率を外部からの操作によって複数段階のうちのいずれかに変更し得る操作部を、制御基板に設けたものも開発されているが、操作部を設けたことによって不正が行われるおそれがあり、そのような不正を防止するための効果的な対策が望まれていた。

【手続補正3】

10

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

20

上記の目標を達成するため本発明は、請求項1に記載したように、

基板ボックスと、

前記基板ボックスに収納される制御基板と、

を備える遊技機において、

前記制御基板には、

30

遊技の進行に関連して所定の制御を行うCPUと、管理者操作によって操作が可能な管理者操作装置と、が実装され、

前記基板ボックスは、

ベース体と、

カバー体とで構成されており、

前記管理者操作装置は、

前記制御基板に実装するための取付部と、

前記制御基板に実装された前記管理者操作装置を前記カバー体の表面側から視認したときに、前記取付部の略中央に位置する操作部とで構成され、

前記カバー体には、内壁が垂直で前記操作部の周縁から一定距離離れた開口縁を有する開口部が開設され、

前記開口部の内壁と操作部の周縁との間で所定の隙間を成し、

前記開口部は、前記制御基板に実装された前記管理者操作装置を前記カバー体の表面側から視認したときに、前記隙間が取付部の外周からはみ出さないように開設され、

前記管理者操作装置は、前記カバー体の表面よりも低く落ち込んだ箇所に、前記管理者操作装置の前記操作部の頂部が前記カバー体の表面から突出しないように配置されていることを特徴とする。

40

50